第一条第七号の次に次の二号を加える。

七の二　中央清算機関　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業を営む者及び商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十七項に規定する商品取引債務引受業を営む者並びに外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業又は商品取引債務引受業と同種類の業務を行う者をいう。

七の三　適格中央清算機関　労働金庫及び労働金庫連合会（以下「金庫」という。）が第二百四十六条の七第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を金庫に提供している者であって、次に掲げる者をいう。

イ　金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関

ロ　商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関

ハ　外国の中央清算機関のうち当該中央清算機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者

第一条第八号イ中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ中「基本的項目」を「コア資本に係る基礎項目の額（次条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額をいう。）又はＴｉｅｒ１資本（国際統一基準のうち連結Ｔｉｅｒ１比率又は単体Ｔｉｅｒ１比率における分子たる自己資本をいう。）の額」に改め、同条第九号中「労働金庫及び労働金庫連合会（以下「金庫」という。）」を「金庫」に改め、同条第十六号イ中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削り、同条第二十二号中「金融商品取引法第六十七条第二項」を「同法第六十七条第二項」に、「金融商品取引法第二条第八項第三号ロ」を「同法第二条第八項第三号ロ」に改め、同条第三十四号中「対するエクスポージャー」の下に「（ソブリン向けエクスポージャー又は金融機関等向けエクスポージャーに該当するものを除く。）」を加え、同条第三十五号ホを次のように改める。

ホ　土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けエクスポージャー

第一条第三十五号リを次のように改める。

リ　信用保証協会等（信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー

第一条第三十六号イ中「第七号に規定する金融機関（同号ロに掲げる者を除く。）」を「金融機関（第七号ロに掲げる者を除く。次号イ(1)において同じ。）」に改め、同号ハ中「（前号トに掲げるものを除く。）」を削り、「エクスポージャー」の下に「（前号トに掲げるものを除く。）」を加え、同号の次に次の五号を加える。

三十六の二　大規模規制金融機関等向けエクスポージャー　事業法人等向けエクスポージャーのうち、次に掲げる者に対するエクスポージャーをいう。

イ　大規模規制金融機関（次に掲げる者をいう。ロ(2)において同じ。）

(1)　規制金融機関（金融機関、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）若しくは少額短期保険業者（同条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）若しくは第一種金融商品取引業者若しくはこれらに準ずる外国の者又は銀行持株会社、同条第十六項に規定する保険持株会社若しくはこれらに準ずる外国の者をいう。以下この号、第五条第四項及び第十四条第三項において同じ。）であってその連結貸借対照表の資産の部に計上した額が千億合衆国ドルに相当する額以上である者

(2)　(1)に掲げる者の子法人等（労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号。以下「令」という。）第五条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）

ロ　非規制金融機関（金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含む。）であって、次に掲げる者以外のもの（金融機関その他の金融システムに影響を及ぼすと認められる者と高い相関関係を有しないと認められる者を除く。）をいう。）

(1)　規制金融機関

(2)　大規模規制金融機関（規制金融機関を除く。）

三十六の三　トレード・エクスポージャー　派生商品取引及びレポ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポージャーをいう。

三十六の四　直接清算参加者　トレード・エクスポージャーに係る債務を、引受け、更改その他の方法により負担させる契約を中央清算機関との間で直接締結する者をいう。

三十六の五　間接清算参加者　直接清算参加者を通じて中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーを有する者をいう。

三十六の六　清算基金　自ら及び他の直接清算参加者が中央清算機関に対し債務不履行又は支払不能により損失を与えた場合における当該損失を補**塡**するために、直接清算参加者が中央清算機関に預託する金銭その他の財産をいう。

第一条第五十二号中「すべて」を「全て」に改め、同号ハ中「（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。）」を削り、「銀行法施行令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。」を「令第五条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。」に改め、同条第五十七号中「（労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号。以下「令」という。）第五条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）であって」を「であって、連結自己資本比率（次条に規定する連結自己資本比率をいう。）の算出に当たり」に改め、同条第七十二号中「すべて」を「全て」に改め、同号ハ中「補填」を「補**塡**」に改め、同条に次の二号を加える。

七十七　ＣＶＡ（派生商品取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。）が変動するリスクをいう。

七十八　国際統一基準　海外拠点（外国に所在する支店若しくは従たる事務所又は銀行業を営む外国の会社（総株主、総社員又は総出資者の議決権（以下「総株主等の議決権」という。）の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。）であって、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下この号において同じ。）を有する金融機関又は海外拠点を有する金融機関を子会社（労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号。以下「法」という。）第三十二条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする持株会社及びその子会社の自己資本比率基準をいう。

第二条の見出しを「（連結自己資本比率の計算方法）」に改め、同条中「金庫の自己資本比率」の下に「基準」を加え、「労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号。以下「法」という。）」を「法」に、「次条」を「以下この章」に、「基本的項目＋補完的項目－控除項目」を「コア資本に係る基礎項目の額－ロ資本に係る調整項目の額」に改める。

第三条第一項中「（法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。）」を削り、「第六条第一項」を「第五条第七項第一号ロ」に改め、同条第二項中「第六条第一項」を「次条第二項第一号イ(1)」に改める。

第四条から第六条までを次のように改める。

（自己資本の額）

第四条　第二条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額（外部流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）を除く。）

二　その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等（その他有価証券評価差額金（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。次条第十二項において同じ。）、繰延ヘッジ損益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいう。次条第十二項において同じ。）及び土地再評価差額金（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第三号に規定する土地再評価差額金をいう。次条第十二項において同じ。）を除く。）